

NC Wifi

規約集

powered by ONLYSERVICE

目次

【NC Wifi22 共通利用規約】	1
【Wi-Fi 安心サービス】	3
【ビューン @ 利用規約】	3
【ONLY SERVICE 会員規約】	4
【お申込みによる個人情報の取扱いについて】	5
【クーリングオフ・キャンセルによる返品について】	6

※記載の価格は税抜価格です。

※記載されている会社名、製品名およびサービス名は、各社の登録商標および商標です。

※サービス内容および提供条件は、改善等のため予告なく変更する場合があります。

【共通対応機器販売利用規約】

株式会社 NEXT ONE(以下、「弊社」といいます)が提供する NC WiFi サービス(以下、「本サービス」といいます)へお申込みいただく方で、弊社から本サービスに対応した機器(以下、「端末機器」といいます)の購入される方(以下、「契約者」)は、以下の規約を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

第1条 (端末機器の売買契約の成立)

- 契約者は端末機器の購入を希望する場合、弊社指定の方法に従って端末機器の購入申込みを行ふものとします。
- 契約者が弊社との間の端末機器に関する売買契約(以下、「売買契約」といいます)は、前項に基づく購入申込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、弊社所定の方法で契約者へ通知することにより行われます。
- 端末機器について弊社が購入数量等を制限している場合、契約者は、その数量の範囲内で端末機器の購入申込みを行うものとします。

第2条 (申込みの拒絶)

弊社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、端末機器の購入申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込み情報に虚偽の情報があった場合

(2) 弊社サービスおよび売買契約の支払いの滞納等がある場合

(3) 日本国外からの申込み又は配送先が日本国外の場合

(4) その他弊社が申込みを承諾することにつき不適当と判断した場合

2. 弊社は、契約者による端末機器の購入申込みに際し、端末機器の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、本人確認のために当該申込みの支払いにかかるクレジットカード及び当該クレジットカード等の發行会社及び金融機関等に対して注文情報を開示する場合があります。また、当該注文行為が契約者本人によるものでないと確認したときには、当該注文にかかる売買契約を取り消すものとします。

第3条 (代金及び支払方法)

1. 契約者は、弊社が定める端末機器の販売代金(以下、「端末代金」といいます)を、ご登録の決済方法により割賦払いにて支払うものとします。

2. 契約者は、本サービスを解約した場合で、未払いの端末代金があるときには、弊社が指定する支払方法により、当該未払いの端末代金を一括払いとして支払うものとします。

第4条 (配送および所有権の移転)

1. 弊社は、端末機器の購入となった場合について、端末代金の支払方法が確定している場合に限り、弊社指定の配送業者により端末機器の引き渡しを行ふものとします。

2. 配送は日本国内に限ります。

3. 弊社は、端末機器の売買契約の締結後、概ね 14 日以内に、契約者が弊社に届出した住所へ端末機器の配達を行います。

4. 端末機器の配送に、売買契約締結後、概ね 21 日以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により会員に通知するものとします。

5. 端末機器の所有権は、契約者が弊社へ端末代金の全額の支払いを完了した時点で、契約者へ移転するものとします。なお、契約者は、端末機器の所有権移転前にあては、端末機器を担保に供し、貸貸、譲渡、又は転売することができないものとします。

第5条 (初期不良及び返品)

1. 契約者が購入した端末機器について、配送当初から正常に動作しない状態である場合若しくは配送当初から汚れがある場合(以下、「初期不良」と総称します)又は配送に起因して破損が生じた場合若しくはその他の弊社の責めに帰すべき事由による商品手配違い等が生れた場合には、契約者は弊社が端末機器毎に指定する連絡窓口に對し端末機器配送完了後、速やかに通知するものとします。また、その後の処理については、当該連絡窓口の指示に従うものとします。

2. 契約者は、前項に定める場合以外の端末機器の保証については端末機器毎に定める保証規定に従うものとします。なお端末機器の機器製造事業者の保証規定に基づく当該端末機器の保証について、弊社は一切責任を負いません。

3. 端末機器について、契約者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は以下の各号に基づく場合、初期不良には該当しないものとします。

(1) 火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害、又は異常電圧等の不慮の事故による場合

(2) 接続部の不備に起因する場合、又は接続している他の機器に起因する場合

(3) 取扱説明書又は製品仕様書の記載事項に反する使用及び保管による場合

(4) 契約者が改造、調整、部品交換等を行った場合

(5) その他、端末機器引き渡し後の輸送、移動時の落下、衝撃など不適当な取扱いによる場合

第6条 (期限の利益の喪失)

1. 契約者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) 支払期日まで端末代金の支払いを遅延し、弊社から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを普通郵便、内容証明郵便、電子メールまたは弊社のホームページ上で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

(2) 自ら提出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。

(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。

(5) 売買契約が契約者にとって商行為(業務提携誘引販売個人契約を除きます)となる場合で契約者が端末代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。

(6) 住戸変更の届け出を怠る、または弊社からの請求を受領しないなど契約者の責めに帰すべき事由により、請求が延長しもしくは計画しなかったとき

2. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、弊社の請求により売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) 売買契約上の義務に違反し、その違反が売買契約の重大な違反となるとき

(2) 契約者の信用状態が著しく悪化したとき

第7条 (遅延損害金)

1. 契約者が、端末代金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該端末代金に対し、商事法定期率(1年を 365 日とする日割計算)以下同様)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

2. 契約者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、端末代金の残金全額に対し、商事法定期率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第8条 (費用等の負担)

契約者は、端末代金の支払いに要する付帯費用を負担するものとします。

第9条 (契約解除)

1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、契約者との売買契約を解除することができるものとします。この場合において、契約者に帰責事由がある場合、弊社は契約者に対して弊社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。

(1) 契約者が第6条各項各号に違反した場合

(2) 弊社に通知した住所に端末機器を配送したにもかかわらず、契約者の不在等により端末機器の引き渡しができず、かつ端末機器の発送のときから一定期間経過してもなお当該契約者がかららるる連絡も無い場合

2. 前項の解除事由に該当する場合において、契約者は端末機器の引き渡しを完了しているとき、弊社は、当該端末機器の返還を契約者に要求することができるものとします。契約者は、弊社が返還を要請した場合、契約者の費用負担においてかかる端末機器を弊社所定の方法により直ちに返還しなければならないものとします。

第10条 (免責)

1. 弊社は、端末機器の商品性又は契約者の使用目的への適合性等に關していくかなる保証も行わないものとします。

2. 弊社は、契約者による端末機器の使用その他の売買契約に關して契約者に生じた特別損害、拡大損害に關しては責任を負いません。また、弊社が契約者による端末機器の使用その他の売買契約に關して責任を負う範囲は、弊社の故意又は重過失による場合を除き、いかなる場合においても契約者の購入した端末機器の端末代金相当額をその上限とします。

第11条 (住民票取得等の同意)

契約者は、本申込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、弊社が必要と認めた場合には、契約者の住民票等を弊社が取得し利用することに同意するものとします。

第12条 (合意管轄裁判所)

契約者は、売買契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、大阪地方裁判所および簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第13条 (債権の譲渡)

弊社は、契約者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、契約者は、当該債権の譲渡及び弊社が契約者の個人情報を譲渡または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

2022年 7月 1日制定

【NC WiFi22 共通利用規約】

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

- 弊社は、「基本プラン利用規約」(以下、「本規約」といいます)を定め、本規約により基本プラン(以下、「本サービス」といいます)を提供します。
- 第2条 (通知)に基づき通知、弊社がその他の方法で行う案内、特約および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。
- 弊社が別に定めた特約について、用語の定義および特約に記載のない事項は本規約に則るものとします。
- 本規約は、弊社が基本プランのオプションとして提供するサービス(以下、「オプションサービス」といいます)にも適用されます。ただし、各オプションサービス規約において別段の定めがある場合を除きます。

第2条 (規約の変更)

弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。

第3条 (用語の定義)

1. 本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	用語の定義
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらとの付属設備
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受けける通信
データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行ふための電気通信回線設備
本サービス	データ通信網を使用して弊社が提供する電気通信サービス(車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。)
利用契約	この規約に基づき弊社から会員が本サービスの提供を受けるための契約
本契約	弊社との間で締結される、本サービスの提供を内容とする契約
会員	弊社と利用契約を締結した者
協定事業者	弊社と相互接続協定(弊社が弊社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)以下、「事業法」といいます。)第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出した者をいいます。以下同じとします。)との間で電気通信設備の接続に関する協定
接続事業者	株式会社 NTT ドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI 株式会社
移動無線装置	本サービスに係る契約に基づいて陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けけるための弊社の電気通信設備
端末設備	契約者回線の一端に接続される契約者の電気通信設備であって、電気通信設備の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成 16 年 1 月 26 日総務省令第 15 号)第 3 条で定める種類の端末設備の機器
契約者回線	本サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に接続される電気通信回線
オプションサービス	弊社との間で締結される、オプションサービスの提供を内容とする契約
契約者回線等	契約者回線にデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって弊社が必要により設置する電気通信設備
電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金及び充てる為に、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則(平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号)により算出された額に基づいて、弊社が定める料金
電話リレーサービス料	「職業障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(令和 2 年法律第 53 号)に定める電話リレーサービスの提供の負担金に充てるために算出された額に基づいて、弊社が定める料金
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条 (通知)

1. 弊社から会員への通知の方法は、弊社のホームページまたは電子メールによるものとします。

2. 前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を弊社のホームページへの掲載または電子メールの送信方法により行う場合には、当該通知は、その内容がホームページに掲載された日または会員宛に送信された日にに行われたものとします。

3. 会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延滞した場合は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第2章 契約

第5条 (契約の単位)

1. 本サービスは、一つの通信可能な端末機器毎に一つの本契約が成立するものとします。

2. 会員は、本サービスについて、同一名義で最大 2 台までの契約を申し込むことができるものとします。

第6条 (申込みの方法)

1. 本サービスの申込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

2. オプションサービスの申込みにあたっては、本規約および当該オプションサービス規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

第7条 (申込みの承諾)

1. 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従ってその契約の申込みを承諾します。申込みの承諾は、弊社から本サービスの申込みをした者に対する申込み受付完了メールの発信または弊社が定める方法により行います。

2. 本サービスの申込みをする者は、前項の定めに従わぬ、次の場合には弊社がその申込みを承諾しないことがあることをあらかじめ承諾するものとします。

(1) 本サービスの提供をするが弊社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。

(2) 本サービスの申込みをした者が、当該申込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス(以下、「他サービス」といいます)の料金または工事に関する費用等の支払いを現に怠っている。枕のわざがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。

(3) 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。

(4) 本規約に違反している。もしもは違反する所があるとき。また過去に違反したことがあるとき。

(5) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をしたとき。

(6) 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。

(7) その他、上記に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾するが不適当と判断したとき。

3. オプションサービスの申込みについて、前条第 2 項を準用します。

第8条 (契約の成立)

本サービスの申込みに対して、第7条(申込みの承諾)で定める弊社の承諾があつた時点で本契約が成立するものとします。

第9条 (権利義務譲渡の禁止)

会員は、本契約およびオプションサービス契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第10条 (届出事項の変更等)

1. 会員は、弊社への届出事項(氏名、住所、請求書の送付先、クレジットカードの情報、電話番号およびメールアドレス等)に変更があつたときは、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。

2. 前項の届出を怠つたことにより、会員に対する弊社からの通知が到達しない等、不利を被つた場合においても、弊社は一切責任を負わないものとし、弊社からの通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされます。

第11条 (会員の地位の承継)

1. 法人の合併等により会員の権利義務が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。

2. 会員が死んだ場合、本契約およびオプションサービスは終了または承継されるものとし、相続人はそれを選択することができるものとします。なお、相続人等が行つた結果の了承方法は、第12条(会員による解約)に準るものとします。

3. 前項の場合に、相続人が会員の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。

4. 前項の場合に、相続人2人以上あるときは、そのうちの1人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。

5. 弊社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取扱うことができるものとします。

第12条 (会員による解約)

1. 会員は、本契約またはオプションサービスの解約をしようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により通知するものとします。

2. 弊社は、当月の 20 日(弊社指定休日の場合は前営業日とします。)までに前項の通知を確認できた場合、当月末日をもって解約手続きを行ふものとし、20 日以降に前項の通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に解約手続きを行ふものとします。

3. 会員は、前項の規定に基づき、解約手続きをした時点において発生している料金等について、本規約に基づいて支払うものとします。

4. 弊社は、会員について、破産、民事再生または会社更生法の適用申請その他これに類する事由が生じたことを知った時は、本契約およびオプションサービスまたはその両方を解約するものとします。

4. 弊社は、会員の財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断した場合、本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約することができるものとします。

5. 会員は、前項の規定により解約となった場合、料金等弊社に対する全ての債務について、当然に期限の利益を喪失し、

ただちにこれを支払わなければならないものとします。

第14条(最低利用期間)

1.本サービスの最低利用期間は、利用開始月の翌月を起算月とする2年契約となります。

2.会員は、第12条（会員による解約）または第13条（弊社による解約）の規定により、2年契約期間中に解約が成立したときは、端末機器支払残額を一括でお支払いいただく必要があります。

第3章 サービス

第15条（サービス内容）

1.本サービスは携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイアレスデータ通信との相互联続によりインターネットに接続する電気通信サービスです。本サービスの通信速度は、ベストエフォート（規格上の最大速度）であり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。

2.弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、通信の最適化する場合があります。

3.弊社は、本サービスについて、オプションサービスを提供することがあります。オプションサービスの内容、料金、その他の事項については別途定めるものとします。

4.会員は本サービス提供後、プラン変更できないものとします。

5.本契約について解約または会員の地位の承認がなされた場合、会員が利用するオプションサービス利用契約もこれに伴つて解約されることは会員の地位が承認されるものとします。

6.弊社は、会員の本サービス利用にあたり、電話番号を付与する場合があります。弊社は、業務の遂行上または技術上やむをえない理由があるときは、当該電話番号を変更することができるものとします。

7.弊社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を許諾することができます。弊社が、会員に対して、提供ソフトウェアに関する知的財産権を移転させることはできません。

8.弊社は、提供ソフトウェアが、その提供の目的を達成できるように機能するよう努めますが、明示的にも暗示的にも、その正確性、商品性、目的適合性（高危険度業務に対する適合性を含みますが、これに限りません）を保証しません。

第16条（サービス提供エラー）

本サービスの提供エラーは、接続事業者が定める提供エラリとします。インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第17条（提供の中止）

弊社は、次の場合には緊急時やむをえない場合を除き、あらかじめ会員に対し通知の上、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供を中止することができます。

(1)弊社設置の保守または工事等の理由によりむをえないとき。

(2)弊社設備の障害または故障等の理由によりむをえないとき。

(3)接続事業者設備の障害、障害または工事等の理由によりむをえないとき。

(4)接続事業者の電気通信事業の休止等により、弊社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき。

第18条（会員からの請求によるサービスの一時中断）

弊社は、会員から弊社所定の方針により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その会員識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。

2.前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた会員が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。

3.本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、会員による利用であるか否かにかかわらず、会員の負担とします。

4.本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料）および（有料サービス）等の月額料は発生します。

第19条（利用停止）

1.弊社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を停止することができるものとします。

(1)本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過時に支払われる弊社がその支払いの実事を確認できないときを含みます）。

(2)虚偽の届出をしたことが弊社に判明したとき。

(3)第10条（届出事項の変更等）の規定による届出を怠ったことにより、会員が弊社に届け出た住所もしくは居所にないことが明らかな場合であって、弊社がその事実を確認したとき。

(4)第20条（禁止事項）の規定その他本規約の規定、またはオプションサービス利用規約に違反したとき。

(5)差押、仮差押、仮処分、税額滞納処分、その他の公力の処分があつたとき。

(6)破産、民衆再生、会社更生、または特別清算開始の申立てがあつたとき。

(7)クレジットカードの利用が差し止められたる事業会社から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した、またはそのおそれがあると認められる相違の理由があるとき。

2.弊社は、弊社と複数の契約を締結している会員（住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に照らして、同一の会員と弊社が判断した場合を含みます）が、そのいずれかの契約において、前項第1号から第7号に該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行なうことができるものとします。

3.会員は、本サービスの一時的利用停止を希望するときは、弊社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。

4.弊社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定されるWebサイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することができます。

第20条（禁止事項）

1.会員は、本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、次の行為（そのおそれのある行為を含みます。）を行わないものとします。

(1)他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為

(2)他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為

(3)他人を誘惑中傷し、又はその名譽もしくは信譽を毀損する行為

(4)詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘惑もしくは扇動する行為

(5)わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為

(6)棄物犯行、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為

(7)賃貸業者を當り登録を受けないで、金銭の貸付の告白を行う行為

(8)無限連鎖（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為

(9)他人のウェブサイト等、本サービスにより利用する情報を改ざんし、又は消去する行為

(10)自己のID情報を他人と共に共有しはれがその契約において、前項第1号から第7号に該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行なうことができるものとします。

3.会員は、本サービスの一時的利用停止を希望するときは、弊社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。

4.弊社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定されるWebサイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することができます。

第21条（通信の条件）

1.日本国内通信のサービス提供区域については、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社が提供するエリアに準じるものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行なうことができない場合があります。

2.海外でのモバイルデータ通信は弊社会社株式会社AIR-Uより提供を受けるクラウドSIMテクノロジーシステムを用いて行い、通信回線は利用国における現地通信事業者の回線を利用します。

海外エアリにつきましては右記のURLをお確かめください。https://www.onlyservice.jp/content/files/world_list.pdf

3.技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は設置等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行なうことができなくなる場合があります。

4.本サービスに係る通信は、弊社が別に定める内容に準拠するものとします。ただし、弊社は伝送速度を保証するものではありません。

5.本サービスに係る伝送速度は、通信環境その他の要因により変動するものとします。

6.電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、弊社は、責任を負わないものとします。

7.天災、事変その他非常事態が発生または発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条並びに関係法令に基づき、災害の予防・救援・交通・通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のため緊急措置をする通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を、制限または中止することができるものとします。

8.動作再生ファイルアプリ（P2P）アブリケーション等により、一定期間（日時や月間）において、一定量以上の連続、大量の通信を利用した会員について区域制限を実施することができます。通信量が他の会員の平均通信量を著しく超える時は、通信速度が一時的に遅くなることがあります。

第22条（通信利用の制限等）

1.本サービスおよびオプションサービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在籍する場合に限り利用することができます。ただし、通信区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくい場所や電波を発生する機器の近くでは、通信を行なうことができない場合があります。

2.弊社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は設置等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行なうことができなくなる場合があります。

3.弊社は、端末機器の通信を遅延させる場合があります。

4.弊社は前項の義務を負うものではなく、弊社が前項の措置等を行なうことにより会員または第三者が被った損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

第4章 通信

第21条（通信の条件）

1.日本国内通信のサービス提供区域については、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社が提供するエリアに準じるものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行なうことができない場合があります。

2.海外でのモバイルデータ通信は弊社会社株式会社AIR-Uより提供を受けるクラウドSIMテクノロジーシステムを用いて行い、通信回線は利用国における現地通信事業者の回線を利用します。

海外エアリにつきましては右記のURLをお確かめください。https://www.onlyservice.jp/content/files/world_list.pdf

3.技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は設置等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行なうことができなくなる場合があります。

4.本サービスに係る通信は、弊社が別に定める内容に準拠するものとします。ただし、弊社は伝送速度を保証するものではありません。

5.本サービスに係る伝送速度は、通信環境その他の要因により変動するものとします。

6.電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、

7.天災、事変その他非常事態が発生または発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条並びに関係法令に基づき、災害の予防・救援・交通・通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のため緊急措置をする通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を、制限または中止することができるものとします。

8.動作再生ファイルアプリ（P2P）アブリケーション等により、一定期間（日時や月間）において、一定量以上の連続、大量の通信を利用した会員について区域制限を実施することができます。通信量が他の会員の平均通信量を著しく超える時は、通信速度が一時的に遅くなることがあります。

第22条（通信利用の制限等）

1.本サービスおよびオプションサービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在籍する場合に限り利用することができます。ただし、通信区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくい場所や電波を発生する機器の近くでは、通信を行なうことができない場合があります。

2.弊社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は設置等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行なうことができなくなる場合があります。

3.弊社は、端末機器の通信を遅延させる場合があります。

4.弊社は前項の義務を負うものではなく、弊社が前項の措置等を行なうことにより会員または第三者が被った損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

第5章 サービス

第15条（サービス内容）

1.本サービスは携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイアレスデータ通信との相互联続によりインターネットに接続する電気通信サービスです。本サービスの通信速度は、ベストエフォート（規格上の最大速度）であり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。

2.弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、通信の最適化する場合があります。

3.弊社は、本サービスについて、オプションサービスを提供することがあります。オプションサービスの内容、料金、その他の事項については別途定めるものとします。

4.会員は本サービス提供後、プラン変更できないものとします。

5.本契約について解約または会員の地位の承認がなされた場合、会員が利用するオプションサービス利用契約もこれに伴つて解約されることは会員の地位が承認されるものとします。

6.弊社は、会員の本サービス利用にあたり、電話番号を付与する場合があります。弊社は、業務の遂行上または技術上やむをえない理由があるときは、当該電話番号を変更することができるものとします。

7.弊社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を許諾することができます。弊社が、会員に対して、提供ソフトウェアに関する知的財産権を移転させることはできません。

8.弊社は、提供ソフトウェアが、その提供の目的を達成できるように機能するよう努めますが、明示的にも暗示的にも、その正確性、商品性、目的適合性（高危険度業務に対する適合性を含みますが、これに限りません）を保証しません。

第16条（サービス提供エラー）

本サービスの提供エラーは、接続事業者が定める提供エラリとします。インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第17条（提供の中止）

弊社は、次の場合には緊急時やむをえない場合を除き、あらかじめ会員に対し通知の上、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供を中止することができます。

(1)弊社設置の保守または工事等の理由によりむをえないとき。

(2)弊社設備の障害または故障等の理由によりむをえないとき。

(3)接続事業者設備の障害、障害または工事等の理由によりむをえないとき。

(4)接続事業者の電気通信事業の休止等により、弊社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき。

5.会員から弊社所定の方針により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その会員識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。

6.前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた会員が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。

7.本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、会員による利用であるか否かにかかわらず、会員の負担とします。

8.本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料）および（有料サービス）等の月額料は発生します。

第19条（利用停止）

1.弊社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を停止することができるものとします。

(1)本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過時に支払われる弊社がその支払いの実事を確認できないときを含みます）。

(2)虚偽の届出をしたことが弊社に判明したとき。

(3)第10条（届出事項の変更等）の規定による届出を怠ったことにより、会員が弊社に届け出た住所もしくは居所にないことが明らかな場合であって、弊社がその事実を確認したとき。

(4)第20条（禁止事項）の規定その他本規約の規定、またはオプションサービス利用規約に違反したとき。

(5)差押、仮差押、仮処分、税額滞納処分、その他の公力の処分があつたとき。

(6)破産、民衆再生、会社更生、または特別清算開始の申立てがあつたとき。

(7)クレジットカードの利用が差し止められたる事業会社から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した、またはそのおそれがあると認められる相違の理由があるとき。

2.弊社は、弊社と複数の契約を締結している会員（住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に照らして、同一の会員と弊社が判断した場合を含みます）が、そのいずれかの契約において、前項第1号から第7号に該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行なうことができるものとします。

3.会員は、本サービスの一時的利用停止を希望するときは、弊社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。

4.弊社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定されるWebサイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することができます。

第20条（禁止事項）

1.会員は、本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、次の行為（そのおそれのある行為を含みます。）を行わないものとします。

(1)他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為

(2)他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為

(3)他人を誘惑中傷し、又はその名譽もしくは信譽を毀損する行為

(4)詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘惑もしくは扇動する行為

(5)わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為

(6)棄物犯行、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為

(7)賃貸業者を當り登録を受けないで、金銭の貸付の告白を行う行為

(8)無限連鎖（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為

(9)他人のウェブサイト等、本サービスにより利用する情報を改ざんし、又は消去する行為

(10)自己のID情報を他人と共に共有しはれがその契約において、前項第1号から第7号に該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行なうことができるものとします。

3.会員は、本サービスの一時的利用停止を希望するときは、弊社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。

4.弊社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定されるWebサイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することができます。

第21条（通信の条件）

1.日本国内通信のサービス提供区域については、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社が提供するエリアに準じるものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行なうことができない場合があります。

2.海外でのモバイルデータ通信は弊社会社株式会社AIR-Uより提供を受けるクラウドSIMテクノロジーシステムを用いて行い、通信回線は利用国における現地通信事業者の回線を利用します。

海外エアリにつきましては右記のURLをお確かめください。https://www.onlyservice.jp/content/files/world_list.pdf

3.技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は設置等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行なうことができなくなる場合があります。

4.本サービスに係る通信は、弊社が別に定める内容に準拠するものとします。ただし、弊社は伝送速度を保証するものではありません。

5.本サービスに係る伝送速度は、通信環境その他の要因により変動するものとします。

6.電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、

7.天災、事変その他非常事態が発生または発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条並びに関係法令に基づき、災害の予防・救援・交通・通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のため緊急措置をする通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を、制限または中止することができるものとします。

8.動作再生ファイルアプリ（P2P）アブリケーション等により、一定期間（日時や月間）において、一定量以上の連続、大量の通信を利用した会員について区域制限を実施することができます。通信量が他の会員の平均通信量を著しく超える時は、通信速度が一時的に遅くなることがあります。

第22条（通信利用の制限等）

1.本サービスおよびオプションサービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在籍する場合に限り利用することができます。ただし、通信区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくい場所や電波を発生する機器の近くでは、通信を行なうことができない場合があります。

2.弊社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は設置等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行なうことができなくなる場合があります。

3.弊社は、端末機器の通信を遅延させる場合があります。

4.本条第2項に基づく端末機器の交換による料金の割合を算出し難い場合は、弊社が負担するものとします。

5.本条第2項の期間に超過後の端末機器の保証については

第7章 モバイル Wi-Fi ルーター

第35条 (モバイル Wi-Fi ルーター)

1. モバイル Wi-Fi ルーターの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。
2. 解約時にモバイル Wi-Fi ルーターを未返却の場合、損害金(18,000円(税抜))および付属品の再調達にかかる費用の支払いが発生します。

第36条 (モバイル Wi-Fi ルーターの管理責任)

1. 会員は、モバイル Wi-Fi ルーターの盗難にあった場合、紛失した場合は毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き（警察に対する盗難届の提出等）を行ふものとします。
2. 弊社は、第三者がモバイル Wi-Fi ルーターを利用した場合であっても、そのモバイル Wi-Fi ルーターの貸与を受けている会員が利用したものとしてみなして取り扱います。
3. 弊社は、モバイル Wi-Fi ルーターの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。
第37条 (モバイル Wi-Fi ルーターの故障等)
会員は、オプションサービスの Wi-Fi 安心サービスに加入している場合、モバイル Wi-Fi ルーターが故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、弊社に対して、モバイル Wi-Fi ルーターの修理を請求することができるものとします。費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。なお、Wi-Fi 安心サービスにご加入いたいない場合、機器の再購入費用が別途必要となります。ただし、当該モバイル Wi-Fi ルーターの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

第8章 雜則

第38条 (ID およびパスワードの管理)

1. 本サービスの利用にあたり、弊社または接続事業者より会員に対して ID およびパスワードを発行することができます。この場合、会員は当該 ID およびパスワードについて管理する義務を負うものとします。
2. 会員以外の第三者が会員の ID およびパスワードを使用して本サービスまたはオプションサービスを利用した場合、弊社は当該利用行為を会員本人による利用とみなし、会員は当該 ID およびパスワードを使用した行為につき一切の責任を負うものとします。また、この場合、会員の故意過失の有無にかかわらず、料金等を当該会員に請求できるものとし、会員が被る損害等について一切責任を負わないものとします。

第39条 (責任の制限)

1. 弊社は、弊社の責めに帰すべき事由により、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の支障となる場合を含みます。）によることを弊社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、弊社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商（小数点以下での端数を四捨五入するものとします。）に月額基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
2. 弊社の故意または重大な過失により本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
3. 弊社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益について一切責任を負わないものとします。

第40条 (免責事項)

1. 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用したことまたは利用できなかつたこともしくは本契約に関連して損害を被った場合（第13条（弊社による解約）、第17条（提供の中止）、第19条（利用停止）、第20条（禁止事項）、第21条（通信の条件）、および第22条（通信利用の制限等）による場合を含みます。）において、第39条（責任の制限）による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
2. 弊社は弊社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があつた場合においても前項と同様とします。
3. 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他の保証もないものとします。
4. 弊社は、会員の行為については、一切責任を負わないものとし、会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。
5. 大災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、弊社の責めに帰しない事由により会員が被った損害において、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第41条 (個人情報の取扱い)

弊社は、本サービスまたはオプションサービスの提供において知り得た個人情報は、弊社が別途定める「個人情報の取扱い」に則り、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。
第42条 (端末設備)
1. 会員は、通信設備およびソフトウェア等、本サービスおよびオプションサービスを利用するため必要な設備および機器（以下、「端末設備」といいます）を自己の責任と費用で用意し、本サービスおよびオプションサービスを利用できるよう管理するものとします。
2. 弊社は、本サービスおよびオプションサービスの利用のために必要なたまはりに及ぶる端末設備を指定できるものとします。会員がこれに従わない場合、本サービスおよびオプションサービスを利用できない場合があります。

第43条 (サービスの変更要等)

1. 弊社は、事前に通知その他の手続をすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の内容の変更等をできるものとします。ただし、会員にとつて不利な変更等の場合、弊社は事前に通知するものとします。
2. 弊社は事前に通知することなく、会員の承諾を得ることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方のサービスのうち、全部または一部を休延止できるものとします。

第44条 (準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。
第45条 (合意管轄)
本規約に関する訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022年7月1日制定

その他サービス内容について

【海外でのご利用について】

・海外で通信サービスをご利用される場合、お申込みのプランに準じて下記の金額がかかります。
・海外エリアにつきましては https://www.onlyservice.jp/content/files/world_list.pdfをご確認ください。
・海外利用は、1ヶ月後のご請求となります。

プラン	金額
海外 500MB/ 日	900 円 / 日
海外 1GB/ 日	1,200 円 / 日

・海外でご利用される場合も、日本時間 0 時～23 時 59 分を 1 日とし、該当プランの容量まで LTE 通信をご利用いただけます。速度制限にかかる場合、送受信最大 384kbps に低速化され、通信速度制限は日本時間の 0 時に解除されます。なお、有料での通信速度制限の解除サービスは提供しておりません。
・1 日の利用量が該当プランの上限未満であっても翌日への容量繰り越しは出来ません。
・1 日に料金プランの異なる複数回を跨いで利用される場合は、高い方のプラン料金が適応されます。
・1 日に料金プランのデータ通信量超過後（日本時間 0 時～23 時 59 分を 1 日とします）、送受信時最大 384kbps に低速化されます。（通信速度制限は日本時間の 0 時に解除されます。）

海外現地からのお問合せ先

海外現地からのお問合せ先	電話番号
24 時間 365 日対応カスタマー専用センター	050-5835-2280(IP 電話)

対応言語：下記の 5 カ国語に対応・及び wechat 対応
日本語 / 英語 / 中国語 / 韓国語 / タイ語（タイ語のみ 9 時～18 時の対応となります）

【Wi-Fi 安心サービス】

株式会社ベネフィットジャパン（以下「弊社」といいます）は、以下に定める Wi-Fi 安心サービス規約（以下「本規約」といいます）に従い、弊社が販売する移動機を購入するお客様（以下会員といいます）向けに移動機の故障等の際に、本規約に定める内容に基づき料金償換する「Wi-Fi 安心サービス」（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第1条 (本規約の取り扱い)

1. 本規約に定める規定は全て ONLYSERVICE 会員規約に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては ONLYSERVICE 会員規約に記載されている内容によるものとします。
また、ONLYSERVICE 会員規約と本規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。
2. 弊社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。
この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容になります。

3. 変更後の本規約は、第8条（通知の方法）に定める方法に従い、通知された時点より、効力を生じるものとします。

4. 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、ONLYSERVICE 会員規約の用語の定義によるものとします。

第2条 (提供単位)

1. 利用会員は、その本サービスに係る ONLYSERVICE の会員と同一の者に限ります。

第3条 (適用対象)

1. 対象移動機は、弊社に登録されている利用会員の移動機の販売履歴に照らし、直近で購入された移動機とします。
2. 本サービスの適用やその他弊社が提供する各種サービス等により対象移動機が変更または交換された場合、その変更または交換後の移動機を対象移動機とします。

3. 前二項目に定める場合を除き、対象移動機を変更することはできません。また、前二項目に該当する場合であっても、以下の場合は適用対象外とします。

(1) 対象移動機について、別途弊社が認めた場合を除き、主たる利用者が利用会員本人でない場合

第4条 (適用範囲)

本サービスの適用範囲となる対象移動機の故障等（以下、「故障等」といいます）は以下に定めるとおりとします。
(1) 対象移動機の盗難
(2) 対象移動機の紛失
(3) 対象移動機の自然障害（取扱説明書等に記載された注意事項等に従って利用している状態で発生した故障）
(4) 火災による焼失や水濡れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象移動機の全損または一部の破損

第5条 (本サービスの利用手続)

利用者が本サービスの申請を行なうときは、弊社が定める受付窓口への電話連絡により、弊社に通知するものとします。なお、利用会員が Wi-Fi 端末と SIM カード（以下「端末等」といいます）を弊社に郵送するものとします。その際の送料は利用者のご負担となります。

郵送された端末等を検品し、SIM カードが使用不能であると判断した場合には、利用会員に対して弊社から電話連絡します。

絡します。Wi-Fi 端末が盗難された場合、公的機関へ届け出た信憑書類（盗難届、遺失届）の写しがない場合、弊社は申請の受けを行わないものとします。検品後、弊社のリファビッシュ品の端末（返品された未使用または短期使用端末、および故障端末などを弊社再生施設にてクリーニング・修理・稼働確認を行い、問題なく使用できると確認された商品）と SIM カードを郵送いたします。Wi-Fi 端末等を郵送した月の ONLYSERVICE 月額基本使用料に交換代金として 2,000 円（税抜）を加算して請求いたします。SIM カードが使用不能の場合は、Wi-Fi 端末等を郵送した月の ONLYSERVICE 月額基本使用料に交換代金 2,000 円（税抜）及び SIM カード再発行手数料 3,000 円（税抜）を加算して請求いたします。

第6条 (契約申込み)

1. 本サービスの申込みを行うときは、本規約の内容を承諾した上で、弊社所定の手続きにより本サービスを申し込むものとします。
2. 本サービスの申込みは、会員が、対象移動機の購入と同時に申し込むものとします。

第7条 (申込みの承諾)

1. 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
但し、弊社は弊社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することができます。
2. 前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
(1) 弊社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
(2) 申込者が弊社への債務の履行の履歴に現るに意り、もしくは怠るおそれがあるとき。
(3) 利用会員が申込み時に虚偽の内容に申込みを行つたとき。
(4) 対象移動機の主たる利用者が会員本人ではないとき。
(5) その他、本サービスの提供が不適切と弊社が判断したとき。

3. 弊社は本サービスの申込み成立であっても、利用会員が前項各号の一に該当することが判明した場合には、本サービスの契約を解除することができます。

第8条 (契約の成立)

本規約の成立は、本規約第7条（申込みの承諾）に基づく申込みに対し、弊社所定の手続きを経たうえで弊社がその申込みを承諾し、ユーザー登録が完了したときに成立します。
但し、本サービスの申込みと同時に申込まれる ONLYSERVICE 会員規約に基づく契約が成立しない場合、本サービスの契約も成立しないものとします。

第9条 (解約)

1. 利用会員が本サービスの解約を希望する場合は、弊社に申し出ることとし、手続きが完了した時点で本サービスの解約を承諾するものとします。
2. ONLYSERVICE 会員規約に基づく契約が解約された場合は、本サービスの契約も解除されるものとします。
3. サービスの提供を受ける回数が著しく多い場合は、本サービスの継続ができない場合があります。
4. 利用会員は、第5条に定める本サービスの適用手続きに基づく利用料金の支払いを弊社が第7条に定める申込みの承諾を行つて、本サービスの適用に基づく利用料金の支払いを弊社が確認出来るまでの間、本サービスを解約できません。
5. 利用会員が前項に定める期間に本サービスの解約を申し出た場合、弊社は第7条に定める申込みの承諾を行つた後でもその承諾の取り消しを行ふことが出来、その上で第9条の解約の手続きを行ふことが出来るものとします。

第10条 (本サービス適用期間)

本サービスの適用期間は、利用会員により本サービスへの申込みを受け、弊社がそれを承諾した日の翌月から本規約の規定に基づき本サービスの契約が終了する日までとします。

第11条 (料金)

本サービスの料金（以下「利用料金」といいます）は、ONLY WiFi 安心サービス利用料とします。
利用料金は月額 400 円（税抜）となります。

第12条 (利用料金の支払い)

1. 利用会員は、本契約に基づいて、弊社が本サービスの提供を開始した日から起算（NC WiFi と同一の月の申込みの場合は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月の初日から起算するものとします。）して、契約の解除があつた日の前までの期間について、利用料金の支払いをします。弊社は、利用料金を ONLYSERVICE 会員規約に基づく契約により会員が支払う料金等に合算して請求します。
2. 利用会員は、弊社より請求された請求金額を別途、弊社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 弊社は会員が利用料金の支払いを怠った場合は、支払いが確認出来るまでの間本サービスを対象外とし、本サービスの一時停止などの措置を講じるものとします。

第13条 (利用料金の日割り)

本サービスは月途中に利用開始・解約の場合でも、月額基本使用料の減額、日割計算は致しません。

第14条 (消費税相当額の加算)

利用会員が支払う料金は、消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。）を加算した額とします。

第15条 (延滞利息)

利用会員は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から起算して支払いの日の前までの期間について、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第16条 (免除)

1. 弊社は、次の場合には本サービスの適用を行わないものとします。
(1) 利用会員の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等（以下総称して「毀損等」といいます）の場合は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月の初日から起算するものとします。

第17条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第18条 (免責)

1. 弊社は、次の場合には本サービスの適用を行わないものとします。
(1) 利用会員の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等（以下総称して「毀損等」といいます）の場合は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月の初日から起算するものとします。

第19条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第20条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第21条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第22条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第23条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第24条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第25条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第26条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第27条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第28条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第29条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第30条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第31条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第32条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第33条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第34条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第35条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第36条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第37条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第38条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第39条 (賠償の範囲)

利用会員は、賠償の範囲によって生じた毀損等の場合は、該当料金に対して年 14% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第40条 (賠償の範囲)

<プラウザ> Google Chrome(最新版)、Internet Explorer 11 以降、Edge(最新版)、Safari(最新版)
4. 当社のサービスの状態、または利用者のご利用環境の状態（インターネット通信速度が遅い場合等）によっては、本サービスが提供できない場合があります。

5. 当社は、利用者に対し事前に何ら通知を行うことなく、データ等や本サービスの内容を変更することができるものとします。

6. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対し事前に何ら通知を行なうことなく、本サービスの全部もしくは一部の提供を停止または中止し、または本サービスの利用契約を解除することができるものとします。また、当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

(1) システムの定期的なまたは緊急の保守点検を実施する場合
(2) 火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または当社に予期できない事情がある場合

(3) 本サービスの運営上やむを得ない理由がある場合

(4) お客様による本サービスの利用の継続が不適切であると判断する場合

(5) お客様が本規約に違反した場合

(6) その他当社が必要と判断する場合

7. 当社は、本サービスの運営を継続しないと判断した場合には、本サービスを廃止することができるものとします。

8. 当社は、本サービスを提供するにあたって、LINE 株式会社が提供するアカウント等のユーザー識別子および本サービスに関する利用履歴（アクティビティ履歴・閲覧履歴・設定情報等）等の情報（以下「本情報」と総称します。）を取得します。取得した本情報は、本規約および別途当社が定めるプライバシーポリシーの規定に基づき、管理・保有・利用いたします。

9. 当社は、前項に基づき取得した本情報を、以下に定める目的に従って利用いたします。なお、本条に基づき取得した利用情報等を、本規約に定める目的以外の目的で利用する場合には、その都度、その利用目的を明らかにして、利用者から事前の同意を取得します。

(1) 顧客（事業者を含みます。）からの本サービスに関する問い合わせへの対応のため

(2) 利用者の利便性の向上、品質改善および有益なサービスの提供等を目的として、利用状況の分析、効果測定、その他各種マーケティング調査および分析を行なうため

(3) データ等の提供者との間において、料金支払いおよび売上金の分配額を計算するため

(4) 当社サービスの不正契約・不正利用の防止および発生時に調査等を行うため

(5) その他の、当社サービスの提供に必要な業務のため

10. 利用者は、本サービスの利用に関し、自己の責めに帰すべき事由により、当社に対して損害を与えた場合、一切の損害（弁護士報酬および訴訟費用を含みます。）を賠償する責任を負うものとします。

11. 利用者は、本サービスの利用に関して、他の利用者またはその他の第三者から、クレームや請求を受け、または紛争が生じた場合は自己の責任で費用負担でこれを解決するものとします。なお、当該クレーム、請求または紛争を解決するために当社が何らかの費用を負担した場合は、利用者は当該費用を支払わなければなりません。

12. 本規約または本サービスに関して発生したお客さまの損害について、何らかの理由によって、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、お客さまが被った直接かつ現実に生じた損害に限るものとし、その他一切の損害（付随的損害、間接損害、特別損害、逸失利益に係る損害および拡大損害を含みます。）については、その予見可能性の有無を問わず賠償の責任を負わないものとします。但し、当社に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

13. 当社は、本サービスおよび本サービスに付随して提供されるデータ等が、利用者の期待する水準に達していること、特定の目的に適していること、ウィルス等に感染していないこと、掲載情報が正確であること、真実であること等を含め、いかなる保証もしません。

14. 利用者は、本サービスの利用に関する権利義務について、第三者に譲渡、承継、担保権の設定その他処分を行なうことはならないものとします。

15. お客さまは、当社に対し、次の各号に定める事項を現在および将来にわたって表明し、保証するものとします。

(1) 自らが反社会的勢力（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）に該当しないこと

(2) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと

(3) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと

16. 本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

17. 本サービスの利用ならびに本規約の適用および解説は、日本法に準拠するものとします。

18. 当社と利用者との間で本サービスまたは本規約について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

19. 本規約の内容は、当社の都合により、利用者への通知なしに変更されることがあります。その場合、当社は変更後の内容を本サービス内や、その他当社が運営するウェブサイトなどに掲載するものとし、利用者はこれを確認するものとします。また当該変更の後は、変更後の本規約に従い、当社は本サービスを提供するものとし、利用者はこれに従うものとします。

発行日：2018 年 9 月 13 日

2020 年 5 月 11 日改定

株式会社ピューン

*ピューンご利用にあたって

本サービスは株式会社ベネフィットジャパンが運営する「ONLYSERVICE」会員に入会された方のみ無料で提供を受けることが出来ます。「ONLYSERVICE」を退会されると本サービスの提供を受けることが出来ません。

【ONLYSERVICE 会員規約】

本規約は、株式会社ベネフィットジャパン（以下「運営元」といいます）が運営する「ONLYSERVICE」の会員規約（以下「本規約」といいます）に同意いただいた方が入会するサービスの利用に関し適用されるものとします。
なお、運営元が会員に交付する他の書面と本規約との間に齟齬が生じた場合は、特段の定めがない限り本規約を優先するものとします。

第1条（定義）

1. 本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	用語の定義
ONLYSERVICE	運営元が提供する通信サービス、オプションサービス等の総称をいいます。
NC WiFi サービス	弊社が提供する本規約に定める通信サービスの総称をいいます。
ONLY OPTION サービス	運営元が提供する本規約に定めるオプションサービスの総称をいいます。
会員	各種サービスの全部または一部を利用することができます。また運営元が取り扱っている製品・商品や、提供する ONLYSERVICE の案内を無料で受けることができるサービス（以下「無料案内サービス」といいます）に運営元が定める手続きに従い会した法人または個人をいいます。
個別規約	ONLYSERVICE の利用に関して、運営元が別途定める規定をいいます。なお、個別規約には、運営元が隨時通知またはホームページ上に掲示する条件を含むものとします。
本規約等	本規約および個別規約を総称しています。
ID 等	運営元が会員に貸与するユーザ ID、自己の設定するパスワード、その他 ONLYSERVICE を利用するために運営元が会員に対して付与する記号または番号をいいます。
会員情報	会員が運営元に対して提供する、氏名、住所、生年月日、カード番号等の会員を認識もしくは特定できる情報をいいます。
履歴情報	運営元に記録されている会員による ONLYSERVICE の利用履歴をいいます。

第2条（規約の適用）

1. 本規約は、無料案内サービスに関する運営元と会員との間ににおいて適用されるものとします。
2. 本規約に定める内容と個別規約に定める内容が異なる場合には、別途運営元が明示的に定める場合を除き、個

別規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

3. 運営元は、運営元が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約等を変更できるものとします。ただし、本規約等の変更内容の詳細については、運営元のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えができるものとします。その場合、本規約等の変更に関する通知の日から起算して 1 日以上の予告期間をおいて変更後の本規約等が適用されるものとします。

第3条（入会）

1. ONLYSERVICE の会員登録希望者（以下「入会希望者」といいます）は、本規約を承認した上で、運営元が指定する手続きに従って、会員登録を申し込むものとし、運営元がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で成立して会員となるものとします。

2. 未成年の入会希望者は、自らの法定代理人から事前に同意を得た上で、前項の手続きに従って、会員登録を申し込むものとします。

3. 本条第 1 項および第 2 項に定める申込みについて、入会希望者が以下のいずれかに該当することを運営元が確認した場合、運営元はその申込みを承諾しない場合があります。入会希望者は予めこれを了承するものとします。

① 登録申込みにあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあつた場合

② 登録申込みにあたり、指定カード会社より無効扱いの通知を受けた場合

③ 過去に ONLYSERVICE の利用資格の停止又は失効を受けた場合

④ 過去に ONLYSERVICE の利用に際し、料金の未納、滞納をした場合

⑤ 入会希望者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合

⑥ その他、業務の遂行上または技術上、支障をきたすと運営元が判断した場合

第4条（会員の氏名等の変更の届出）

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、その他運営元への届出内容を変更するときは、直ちに運営元所定の変更手続きを行なうものとします。

2. 前項の届け出がなかったことで、会員が ONLYSERVICE の利用不能などの不利益を被ったとしても、運営元は一切責任を負わないものとします。

第5条（通知）

1. 運営元から会員への通知は、通知内容を書面、電子メールまたは運営元のホームページ上の方法によるものとし、書面による場合は、普通郵便、内容証明郵便、書留郵便もしくはファクシミリにて送付するものとします。

2. 前項の規定に基づき、運営元から会員への通知を電子メールの送信または運営元のホームページへの掲載の方により行なう場合には、当該通知は、その内容が会員宛に送信された日または運営元のホームページに掲載された日に行われたものとします。書面による場合は会員宛に送付した日に行われたものとします。

3. 会員が会員変更の届け出を怠る、または運営元から会員宛に通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延長または到達しなかつた場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第6条（ONLYSERVICE の利用）

1. ONLYSERVICE の申込み条件は会員であることとします。

2. 会員は、本規約等に従って ONLYSERVICE を利用するものとします。

3. 会員は、ONLYSERVICE とともにまたはこれに連携して運営元以外の他社提供の類似サービスを利用する場合であっても、ONLYSERVICE の利用に関しては、本規約等の内容に従うものとします。

4. 会員は、本規約等にて明示的に定める場合を除き、自己または利用者が ONLYSERVICE を通じて発信する情報および自己または利用者による ONLYSERVICE の利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者および運営元に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

5. ONLYSERVICE の利用に関連して、会員もしくは利用者が他の会員、第三者または運営元に対して損害を与える場合、あるいは会員もしくは利用者が他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、運営元に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えるものとします。

第7条（ID の管理）

1. 会員は、運営元から発行された ONLYSERVICE 毎の ID 等の管理責任を負うものとする。

2. 会員は、ID 等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。なお、ID 等の名義変更はできないものとします。

3. 運営元は、ID 等の誤使用や第三者の使用による損害は負いかねます。

4. 会員は、ID 等により ONLYSERVICE の利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者および運営元に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第8条（ONLYSERVICE の料金）

1. ONLYSERVICE の利用料金は、別紙書面およびホームページにて通知することとします。

2. ONLYSERVICE の利用料金は、暦月単位で計算し会員に毎月請求します。

3. 運営元が指定する ONLYSERVICE の複数セットのご利用料金は、契約月 + 1 ヶ月は 500 円（税抜）、契約月 + 2 ヶ月以降はセブイ利用料金とします。

4. ONLYSERVICE の利用開始月が 1 ヶ月を満たない場合は次月からの請求開始と致します（ONLY PC サポートサービスは翌々月）。

5. NC WiFi については、利用開始月からの請求開始と致します。利用開始月が月途中如何に開わらず、月額利用料金の減額、日割計算は致しません。

第9条（料金および支払い）

1. 会員は、ONLYSERVICE の利用にあたって、別途運営元が定める利用料金等、別途運営元の定める方法により支払うものとします。

2. 運営元が ID 等により料金等を計算し会員に毎月請求します。

3. 運営元がクレジットカードによる料金等の支払いを認める場合、運営元が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードのみを利用する事ができ、会員は当該クレジットカード会社の定める規約等に基づいて料金等を支払うものとします。また、料金等は当該クレジットカード会社の定める規約等において定められた振替日に会員指定の口座から引落すものとします。

3. 会員と、前項のクレジットカード会社とは決済代行業者との間で料金等の支払いを巡る紛争が発生した場合、当該当事者が問題で解決するものとし、運営元を免責するものとします。運営元は、当該紛争に連携して会員又は第三者に生じた損害、不利益、その他の一切の結果について、なんら責任を負わないものとします。

4. 利用契約が終了するまでの期間において、第 11 条に定める ONLYSERVICE の停止および失効の事由により ONLYSERVICE の全部を利用することができない状態（以下「利用不能」といいます。）が生じたときであっても、会員は、その利用不能期間中の料金等の支払いを要するものとします。但し、第 17 条第 1 項に基づき運営元が会員に対して賠償義務を負う場合、当該賠償金額相当額については、この限りではありません。

5. 運営元は、運営元が適当と判断する方法で会員に通知することにより、第 8 条および本条第 1 項に定めた料金およびその支払方法を変更することができるものとします。ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については、運営元のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えができるものとします。

その場合、料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して 8 日以内に、会員が本規約第 14 条に従つて該当する ONLYSERVICE の解約を申し入れない場合でも、料金およびその支払方法の変更は承認されたものとみなします。

第10条（延滞利息）

会員は、ONLYSERVICE の利用料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日の前までの間の運営元が定める日数について年 14. 6% 割合（年あたりの割合）は、閏年の日を含む期間についても 365 日あたりの割合とします）で計算して得た額を延滞利息として、運営元が指定する日までに支払うものとします。

第11条（ONLYSERVICE の停止および失効）

1. 以下の各号の一に該当する場合、運営元は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員の ONLYSERVICE の全部もしくは一部を停止するまたは失効することができるものとします。

① 会員が第 16 条各項に定めたる禁止行為を行なった場合。

② 会員が ONLYSERVICE に関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。

③ 会員が死亡または清算された場合、その会員が権利能力を失った場合。

④ その他、会員として不適切または ONLYSERVICE の提供に支障があると運営元が合理的に判断した場合。

⑤ その他、会員が本規約等に違反した場合。

2. 第 1 項の規定に従い何れかの ONLYSERVICE の利用資格が停止または失効の日までに発生した ONLYSERVICE に連携する運営元の全額を、運営元が適切と判断する方法で事前に会員にその旨を通知または運営元が定める日数について年 14. 6% 割合（年あたりの割合）は、運営元が緊急であると判断し、やむを得ない場合は、この限りではありません。

② 運営元は、ONLYSERVICE の廃止により、会員または第三者が被った如何なる損害について、その理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第12条（ONLYSERVICE の提供の制限）

1. 天災、地震、その他非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、運営元の管理する設備もしくはシステムの保守などを定期的にまたは緊急に行なう場合、あるいは運営元の管理する設備またはシステムの障害、その他やむを得ない事由が生じた場合、運営元は、自らの判断により会員に対する ONLYSERVICE の提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、運営元は、運営元が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できぬ場合には、この限りではありません。

2. 運営元は、本規約等の ONLYSERVICE の提供の制限によって生じた会員の損害につき一切の責任を負わないものとします。

第13条（退会）

会員は、退会希望を書面または電話にて運営元に申し入れ、運営元が受理した日をもって、当該会員を退会することができるものとします。

第14条（ONLYSERVICE の解約）

1. 会員は、毎月 20 日までに弊社が別途定める手続きを行うことで、NC WiFi を、当月末日をもって解約できます。

2. 会員は、毎月末日までに運営元が別途定める手続きを行うことで、ONLY OPTION を、当月末日をもって解約できます。

第15条（ONLYSERVICE の強制解約）

1. 運営元は、会員の行為が次の項目のいずれかに該当すると判断した場合、事前に催告することなく会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、すでに受領した料金などは払い戻しがたいこととします。

2. 第 16 条の禁止事項に該当する行為があつた場合。

3. 申込み内容に虚偽の記載内容が判明した場合。

4. 本サービスの利用料金の支払いを 2 ヶ月連続して怠り、運営元より通知したにもかかわらず会員からの意思表示がない場合（「ONLY モービル with U-NEXT は除く」）。

5. 不正目的で本サービスを利用した場合。

6. 会員において破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立があった場合。

7. その他、運営元が会員として不適当と合理的に判断した場合。

第16条（禁止事項）

会員は、ONLYSERVICE の利用にあたって以下の行為を行なうのはならないものとします。

1. 他の会員、運営元もしくは第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権またはその他の権利を害する行

【株式会社 NEXT ONE カスタマーサポートセンター】

 **0120-697-002**

※お問合わせの際は、番号をよくお確かめください。

年末年始・弊社指定休日を除く 10:00 ~ 20:00